

奈良県告示第四百四十二号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表くらし創造部企画管理室に勤務する出納員の項中「くらし創造部景観・環境局自然環境課」を「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」に改め、同表会計局に勤務

する出納員の項中

<p>ふるさと奈良県応援寄附金の収納を行うこと。</p>	<p>税務課、県税事務所、自動車税事務所及び東京事務所に勤務する分任出納員</p>
<p>地域振興部観光局観光振興課に係る観光振興事業の入場料の収納を行うこと。</p>	<p>地域振興部観光局観光振興課に勤務する分任出納員</p>

を

<p>ふるさと奈良県応援寄附金の収納を行うこと。</p>	<p>税務課、県税事務所、自動車税事務所及び東京事務所に勤務する分任出納員</p>
------------------------------	---

に、「くらし創

造部景観・環境局自然環境課」を「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」に、

土地収用  
十九号）第  
九号）第  
る代執行に

<p>土地収用法（昭和二十六年法律第二十九号）第二百二条の二第二項の規定による代執行に關し行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第二条の規定により徴収する費用の収納を行うこと。</p>	<p>県土マネジメント部用地対策課に勤務する分任出納員</p>
--	---------------------------------

を

<p>奈良県建 和四十六年 一条に規定 公開条例に 写しの作成 納を行うこ</p>	<p>奈良県立 金の収納を</p>	<p>三年法律第 り徴収する</p>
---	-----------------------	------------------------

<p>法（昭和二十六年法律第二百二条の二第二項の規定に關し行政代執行法（昭和二十四十三号）第二条の規定による費用の収納を行うこと。</p>	<p>県土マネジメント部用地対策課に勤務する分任出納員</p>
<p>都市公園緑化基金に係る寄附を行うこと。</p>	<p>県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課に勤務する分任出納員</p>
<p>築計画概要書等閲覧規程（昭 奈良県告示第五百二十号）第 する概要書に係る奈良県情報</p>	<p>県土マネジメント部まちづくり推進局建築課に勤務す</p>

に改め、同表奈良公園管理事務所

基づく行政文書の開示に係る  
及び送付に要する費用等の収  
と。  
る分任出納員

に勤務する出納員の項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改め、同表櫃

原公苑に勤務する出納員の項中

櫃原公苑使用条例（昭和二十七年七月  
奈良県条例第四十六号）に基づく公苑本  
館の更衣室に係る使用料の収納を行うこ  
と。

を

- 一 櫃原公苑使用条例（昭和二十七年七  
月奈良県条例第四十六号）に基づく公  
苑本館の更衣室に係る使用料の収納を  
行うこと。
- 二 櫃原公苑に係る諸収入の収納を行う  
こと。

に改め、同表農業総合センターに勤務する

出納員の項中「農業総合センター」を「農業研究開発センター」に、「農業総合セ  
ンター果樹振興センター」を「農業研究開発センター果樹・薬草研究センター」に、「  
農業総合センター茶業振興センター」を「農業研究開発センター大和茶研究センター」  
に、「農業総合センター高原農業振興センター」を「農業研究開発センター大和野菜研  
究センター」に、「農業総合センター担い手養成課」を「農業大学校」に改める。